

## eo光多機能ルーターレンタル規約 eo光パートナーサービス契約者特約

株式会社オプテージ  
2018年12月10日制定

### (特約の適用)

- 第1条 当社は、別表1に定めるeo光パートナーが提供するeo光パートナーサービスの契約者にeo光多機能ルーターのレンタルサービスを提供するにあたりeo光多機能ルーターレンタル規約eo光パートナーサービス契約者特約（以下「特約」といいます）を定めます。
- 2 eo光パートナーサービス契約者には、本特約に定めるものを除き、当社が別途定める「eo光多機能ルーターレンタル規約」（以下「規約」といいます。）の規定が適用されます。本特約と規約との間に齟齬が生じた場合、本特約が規約に優先して適用されるものとします。

### (特約の変更)

- 第2条 当社は、この特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の特約によります。

### (用語の定義)

- 第3条 この特約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
eo光パートナー	当社よりeo光ネットの名称で提供している光ファイバーアクセスサービスの提供を受け、自社サービスと光ファイバーアクセスサービスを組み合わせて、サービスを提供する事業者
eo光パートナーサービス	eo光パートナーが、自社サービスと当社より提供を受けた光ファイバーアクセスサービスを組み合わせて提供するサービス
eo光パートナーサービス契約	eo光パートナーからeo光パートナーサービスの提供を受けるための契約
eo光パートナーサービス契約者	eo光パートナーとeo光パートナーサービスを締結している者（eo光パートナーサービス契約を申し込み中の者を含みます。）

### (eo光多機能ルーターレンタルサービスに係る金銭債権の譲渡など)

- 第4条 eo光パートナーサービス契約者は、eo光多機能ルーターレンタルサービスに係る料金その他の債務に係る金銭債権を、当社がeo光パートナーに譲渡することを包括的に承認します。この場合において、eo光パートナーの請求をもって債権譲渡が成立するものとし、当社からeo光パートナーサービス契約者への通知は省略します。
- 2 前項に定めるeo光多機能ルーターレンタルサービスに係る料金その他の債務に係る金銭債権の支払い期限および支払い方法については、当社が定める規定にかかわらず、eo光パートナーが定

めるところによります。ただし、当社が定める支払い期限より早まることはないものとします。

(約款の適用除外)

第5条 本特約については、約款の下表の規定は適用しません。

①	第15条の(注)
---	----------

(約款の読み替え)

第6条 本特約については、約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	該当箇所	読み替え前	読み替え後
①	第3条第1項	eo光ネット	eo光パートナーサービス
②	第4条第1項第1号	光ファイバーアクセスサービス契約約款で規定される電気通信サービス(プラン1(eo光ネット【ホームタイプ】)およびプラン5(eo光ネット【メゾンタイプ】)に限ります)	eo光パートナーサービス
③	第8条第1項第4号	eo光ネット	eo光パートナーサービス
④	第9条第3項	eo光ネット	eo光パートナーサービス

以上

別 表

別表1 eo光パートナー

事業者名称
ニフティ株式会社

附 則

(実施期日)

この特約は、2018年12月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2025年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2026年3月1日から実施します。